

令和7年度

主要施策と当初予算案の概要

愛 川 町

1 歳入歳出予算総額

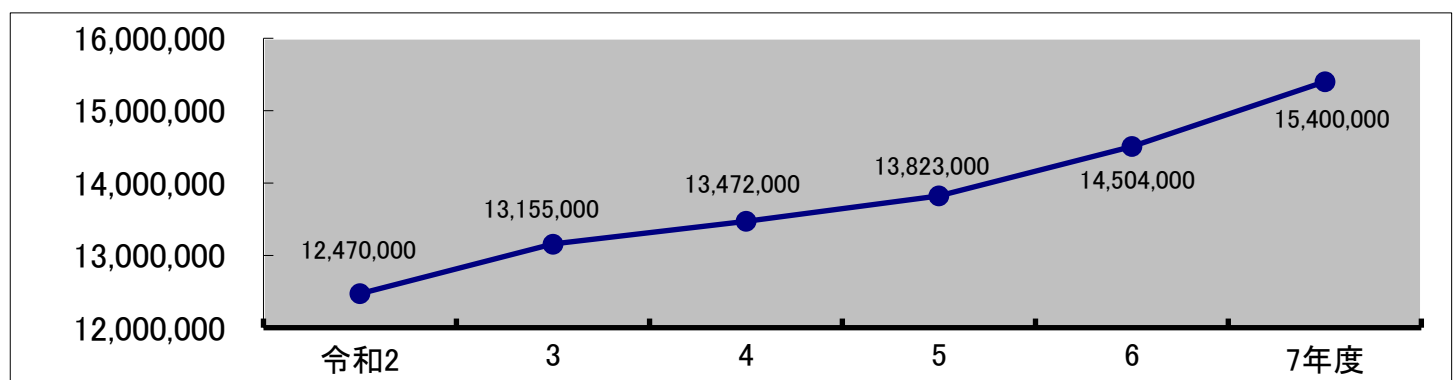
(単位:千円・%)

会 計 名		令和7年度		令和6年度		比 較	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
一 般 会 計		15,400,000	55.9	14,504,000	54.7	896,000	6.2
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	4,505,000	16.4	4,557,000	17.2	△ 52,000	△ 1.1
	後 期 高 齢 者 医 療	728,000	2.6	687,000	2.6	41,000	6.0
	介 護 保 険	3,713,000	13.5	3,672,000	13.8	41,000	1.1
	小 計	8,946,000	32.5	8,916,000	33.6	30,000	0.3
企 業 会 計	公 共 下 水 道 事 業	2,073,644	7.5	2,015,838	7.6	57,806	2.9
	水 道 事 業	1,114,000	4.1	1,087,000	4.1	27,000	2.5
	小 計	3,187,644	11.6	3,102,838	11.7	84,806	2.7
合 計		27,533,644	100.0	26,522,838	100.0	1,010,806	3.8

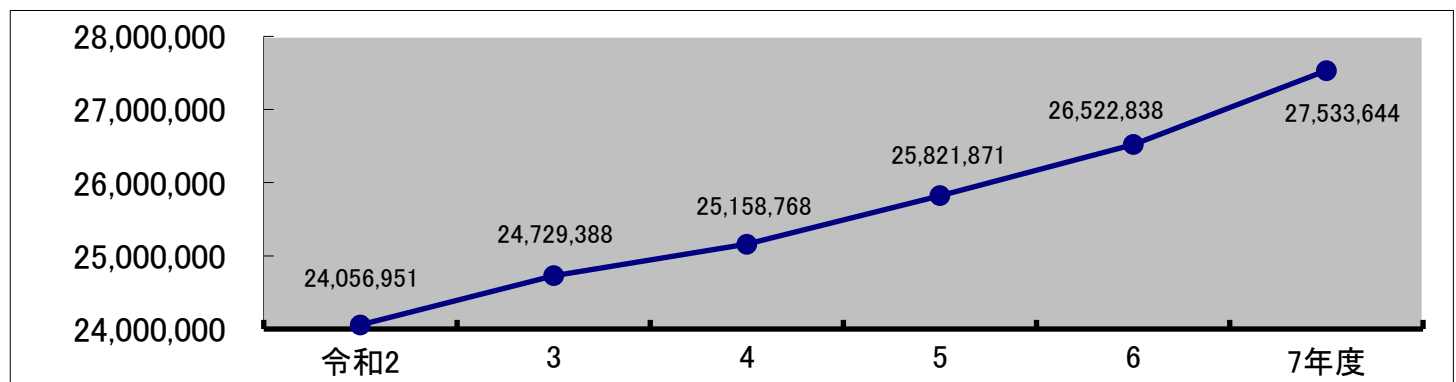
予 算 の 推 移

○一般会計

(単位:千円)



○予算総額



2 一般会計歳入歳出予算の内訳

(1) 歳 入

(単位:千円・%)

款	令和7年度		令和6年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
① 町 税	8,382,586	54.4	7,931,854	54.7	450,732	5.7
2 地 方 譲 与 税	116,500	0.8	121,500	0.8	△ 5,000	△ 4.1
3 利 子 割 交 付 金	2,000	0.0	1,000	0.0	1,000	100.0
4 配 当 割 交 付 金	40,000	0.3	35,000	0.3	5,000	14.3
5 株式等譲渡所得割交付金	43,000	0.3	34,000	0.2	9,000	26.5
6 法 人 事 業 税 交 付 金	150,000	1.0	139,000	1.0	11,000	7.9
7 地 方 消 費 税 交 付 金	1,062,000	6.9	1,044,000	7.2	18,000	1.7
8 ゴルフ場利用税交付金	38,000	0.2	38,000	0.3	0	0.0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	36,000	0.2	29,000	0.2	7,000	24.1
10 地 方 特 例 交 付 金	43,400	0.3	48,000	0.3	△ 4,600	△ 9.6
11 地 方 交 付 税	10	0.0	20,010	0.2	△ 20,000	△ 100.0
12 交通安全対策特別交付金	5,000	0.0	5,000	0.0	0	0.0
⑬ 分 担 金 及 び 負 担 金	25,016	0.2	25,444	0.2	△ 428	△ 1.7
⑭ 使 用 料 及 び 手 数 料	301,839	2.0	315,875	2.2	△ 14,036	△ 4.4
15 国 庫 支 出 金	1,772,852	11.5	1,554,406	10.7	218,446	14.1
16 県 支 出 金	1,198,799	7.8	1,092,843	7.5	105,956	9.7
⑰ 財 産 収 入	3,699	0.0	959	0.0	2,740	285.7
⑱ 寄 附 金	157,744	1.0	339,562	2.3	△ 181,818	△ 53.5
⑲ 繰 入 金	409,337	2.7	201,288	1.4	208,049	103.4
⑳ 繰 越 金	250,000	1.6	250,000	1.7	0	0.0
㉑ 諸 収 入	711,518	4.6	754,759	5.2	△ 43,241	△ 5.7
22 町 債	650,700	4.2	522,500	3.6	128,200	24.5
歳 入 合 計	15,400,000	100.0	14,504,000	100.0	896,000	6.2
○ 自 主 財 源	10,241,739	66.5	9,819,741	67.7	421,998	4.3
依 存 財 源	5,158,261	33.5	4,684,259	32.3	474,002	10.1

町税の内訳

(単位:千円・%)

区分	税 目		令和7年度		令和6年度		比 較	
			当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
現 年 課 税 分	町 民 税	個 人	2,038,096	24.3	2,079,165	26.2	△ 41,069	△ 2.0
		法 人	570,987	6.8	563,600	7.1	7,387	1.3
		小 計	2,609,083	31.1	2,642,765	33.3	△ 33,682	△ 1.3
	税 固 定 資 産 税	純 土 地	1,590,794	19.0	1,504,429	19.0	86,365	5.7
		定 家 屋	2,042,511	24.4	1,741,073	22.0	301,438	17.3
		償 却 資 産	842,083	10.0	788,705	9.9	53,378	6.8
		計	4,475,388	53.4	4,034,207	50.9	441,181	10.9
	課 産 税	交 付 金	186,528	2.2	192,304	2.4	△ 5,776	△ 3.0
		小 計	4,661,916	55.6	4,226,511	53.3	435,405	10.3
	税 軽 自 動 車 税	環 境 性 能 割	16,990	0.2	22,533	0.3	△ 5,543	△ 24.6
		種 別 割	140,422	1.7	140,993	1.8	△ 571	△ 0.4
		小 計	157,412	1.9	163,526	2.1	△ 6,114	△ 3.7
	町 た ば こ 税		382,971	4.6	379,311	4.8	3,660	1.0
	都 市 計 画 税		526,604	6.3	470,341	5.9	56,263	12.0
	合 計		8,337,986	99.5	7,882,454	99.4	455,532	5.8
滞 納 繰 越 分	町 民 税		23,900	0.3	26,500	0.3	△ 2,600	△ 9.8
	固 定 資 産 税		17,600	0.2	19,500	0.3	△ 1,900	△ 9.7
	軽 自 動 車 税		900	0.0	1,000	0.0	△ 100	△ 10.0
	都 市 計 画 税		2,200	0.0	2,400	0.0	△ 200	△ 8.3
	合 計		44,600	0.5	49,400	0.6	△ 4,800	△ 9.7
総 計			8,382,586	100.0	7,931,854	100.0	450,732	5.7

(2)歳 出(目的別)

(単位:千円・%)

款	令和7年度		令和6年度		比 較	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
1 議 会 費	154,636	1.0	152,081	1.1	2,555	1.7
2 総 務 費	1,997,585	13.0	1,692,223	11.7	305,362	18.0
3 民 生 費	6,036,127	39.2	5,613,004	38.7	423,123	7.5
4 衛 生 費	1,452,584	9.4	1,407,619	9.7	44,965	3.2
5 農 林 水 産 業 費	221,494	1.4	188,458	1.3	33,036	17.5
6 商 工 費	351,546	2.3	338,156	2.3	13,390	4.0
7 土 木 費	1,499,695	9.7	1,710,565	11.8	△ 210,870	△ 12.3
8 消 防 費	1,005,182	6.5	797,603	5.5	207,579	26.0
9 教 育 費	1,757,372	11.4	1,701,259	11.7	56,113	3.3
10 災 害 復 旧 費	1,031	0.0	994	0.0	37	3.7
11 公 債 費	855,748	5.6	802,038	5.5	53,710	6.7
12 諸 支 出 金	7,000	0.1	40,000	0.3	△ 33,000	△ 82.5
13 予 備 費	60,000	0.4	60,000	0.4	0	0.0
歳 出 合 計	15,400,000	100.0	14,504,000	100.0	896,000	6.2

(3)歳 出(性質別)

(単位:千円・%)

区 分			令和7年度		令和6年度		比 較	
			当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
消 費 的 経 費	人 件 費		3,941,779	25.6	3,701,462	25.5	240,317	6.5
	物 件 費		2,697,815	17.5	2,466,192	17.0	231,623	9.4
	維 持 補 修 費		59,409	0.4	62,076	0.4	△ 2,667	△ 4.3
	扶 助 費		3,303,349	21.4	2,985,474	20.6	317,875	10.6
	補 助 費 等		1,798,681	11.7	1,537,555	10.6	261,126	17.0
	小 計		11,801,033	76.6	10,752,759	74.1	1,048,274	9.7
投 資 的 経 費	普通建設事業費		1,052,379	6.9	1,083,830	7.5	△ 31,451	△ 2.9
	内 訳	補助事業費	121,395	0.8	237,256	1.6	△ 115,861	△ 48.8
		単独事業費	930,984	6.1	846,574	5.9	84,410	10.0
	災害復旧事業費		1,031	0.0	994	0.0	37	3.7
	小 計		1,053,410	6.9	1,084,824	7.5	△ 31,414	△ 2.9
公 債 費			855,748	5.6	802,038	5.5	53,710	6.7
積 立 金			159,218	1.0	232,504	1.6	△ 73,286	△ 31.5
投資及び出資金			89,119	0.6	135,480	0.9	△ 46,361	△ 34.2
貸 付 金			221,000	1.4	254,000	1.8	△ 33,000	△ 13.0
繰 出 金			1,160,472	7.5	1,182,395	8.2	△ 21,923	△ 1.9
予 備 費			60,000	0.4	60,000	0.4	0	0.0
歳 出 合 計			15,400,000	100.0	14,504,000	100.0	896,000	6.2
義 務 的 経 費			8,100,876	52.6	7,488,974	51.6	611,902	8.2

(注) 1 「補助事業費」とは、直接又は間接に国庫からの補助を受けて施行する事業費をいい、県単独の補助を受けて行う事業費は含まない。

2 「義務的経費」とは、人件費、扶助費及び公債費の計をいう。

3 主要施策

◎町政 70 周年記念事業

168,825 千円（政策秘書課・関係各課）

町政 70 周年を祝うため、各種記念事業を開催するもの

(1) 冠事業

事業名	予定時期	記念事業の内容
あいかわ公園つつじまつり	4 月 29 日	70 周年記念プレゼント抽選会を実施するほか町観光キャラクター「あいちゃん」との写真撮影コーナーを設置
勤労祭野外フェスティバル	8 月 17 日	歩行者天国とする内陸工業団地内の中央街路を会場にカラオケ大会、阿波踊り、サンバカーニバルなどのステージイベントのほか、花火打ち上げなどを実施
ふるさとまつり (健康フェスタ同時開催)	10 月 25 日 10 月 26 日	10 年に 1 度！「ふるさとまつり大抽選会」のほか、復興支援として石巻市や能登の物産販売などに加え、後夜祭として「町民のど自慢」を開催(26 日) ※町文化協会創立 50 周年記念事業を同時開催(25 日)
宮ヶ瀬ダムナイト放流	11 月 1 日	ライトアップされたダム放流をはじめ、トークショー、愛川町出身フラメンコダンサーやバンド、津軽三味線演奏などのステージイベント、発電所内部見学会、フィナーレには 1,500 発の花火打ち上げを実施

(2) 特別企画

事業名	予定時期	特別企画の内容
「ええ町やなあ 愛川 70 周年・地域盛り上げ振興券」	交付開始 5 月末ごろ	1 人 3,000 円分の地域振興券を全町民に配布
広報あいかわ特集号	7 月	70 年の歩み、地域の今昔、町の昔話（物語）などを掲載した特集号を作成
ええ町 70 お楽しみ抽選会	7 月～9 月	抽選番号付き 70 周年記念レターを全世帯に送り、抽選会を実施 賞品は全国グルメ・トラベルカタログギフトのほか、復興支援を兼ねた地域特産品詰め合わせギフト、愛川ブランド引換券 ハズレくじなしで、その他は防災関連グッズ

事業名	予定時期	特別企画の内容
小学生と高齢者との交流事業	8月6日 (e スポーツ) 9月20日(スカットボール)	e スポーツやスカットボールを通じた世代間交流事業 ※e スポーツ交流事業は神奈川工科大学との連携事業
あいかわ 70 周年スペシャル給食	9 月	学校給食に地場産品を活用したスペシャル給食を実施
中学生への愛川歴史教室	5 月～7 月	ふるさとへの思いを深め、愛着心を培うことができるよう、中学1年生を対象に郷土資料館学芸員による愛川歴史教室を開催
田代「館山」桜の名所づくりプロジェクト事業（継続事業）		田代「館山」が桜の名所となるよう、未来への景観づくりの第一歩として桜の植栽プロジェクト事業に取り組む
下水道マンホールふたデザインコンクール（下水道事業会計）	5 月～10 月	町政 70 周年及び公共下水道事業開始 50 周年を記念し、新たなマンホール蓋のデザインを募集する

(3) 民間事業者等との連携事業

連携事業者名	予定時期	連携事業の内容
NHK 横浜放送局	10 月	NHK全国放送公開番組の公開収録
日本郵便(株)	6 月～12 月	オリジナル小型消印の発行、保育園児への手紙書き方教室の開催
(株)DeNA ベイスタース	4 月～12 月	試合観戦への招待、グッズの協賛、B-PARKイベントの開催
神奈川中央養鶏農業協同組合	4 月～12 月	記念ロゴを印字した卵と記念パッケージの限定販売
(一財)シティサポートよこすか	4 月～12 月	愛川の大矢孝酒造で製造された横須賀市が販売する日本酒に、町政 70 周年記念のオリジナルタグ（コースター）を取り付ける

◎子育て支援を柱とした福祉・健康施策の推進

《1 児童福祉》

(1) 小児医療費助成事業

127,171 千円（子育て支援課）

18 歳までの入院・通院医療費の自己負担分を全額助成するもの（所得制限なし）

(2) 子育て世帯への助成

28,226 千円（子育て支援課・健康推進課・教育総務課）

妊娠時から出産・子育てまで包括的で切れ目のない、各種子育て支援を実施するもの

●妊婦のための支援給付事業

〈妊娠時〉 妊娠届を提出した妊婦 1 人あたり現金 5 万円を支給

〈出産時〉 子ども 1 人あたり現金 5 万円を支給

赤ちゃん育児用品購入費助成券 3 万円分（町単独事業）

●伴走型相談支援事業

〈内容〉 妊娠 8 ヶ月時における希望者への訪問等による相談支援を実施

●子育て応援リフレッシュ事業

養育者の育児ストレス・子育ての不安や孤立を防ぐことを目的として、妊婦及び乳児のいる家庭に対し、ベビーシッター等に係る費用の一部を助成するもの

〈対象者〉 出産後 1 年以内の子を養育している者又は妊婦

〈助成額〉（現行）ベビーシッター等に係る費用の 1/2（上限 4,000 円）



（改正）ベビーシッター等に係る費用の 1/2（上限 10,000 円）

●入学準備助成金支給事業

小学校等への入学を控えた児童のいる世帯に対し、入学準備助成金として児童 1 人につき 1 万円を支給するもの

新 (3) 妊婦・子育て世帯健康相談事業

647 千円（健康推進課）

画像や動画を用いて 24 時間いつでも医師に直接相談ができる多言語対応可能なアプリを導入し、妊婦・子育て世帯の健康不安の軽減や救急業務の適切な運用につなげるもの

〈対象〉 妊婦、0 歳から 6 歳までの未就学児がいる世帯

※医療だけでなく、発達・精神の相談も可能

新 (4) 病児保育事業費補助金

10,443 千円（子育て支援課）

病気やけがのため保育園や幼稚園、学校に通園・通学ができない児童等を一時的に預かる病児保育事業を令和 7 年 4 月から開始する事業者に対し、国・県の「子ども・子育て支援交付金」を活用し、事業運営に要する費用を補助するもの

〈開設予定地〉 中津桜台地区（熊坂外科内科医院隣接）

新 (5) 保育士等サポート給付金

6,720 千円（子育て支援課）

町内の保育施設に勤務する保育士等の処遇改善を図り、人材確保の一助とするため、対象施設の常勤保育士等に対して、給付金を支給するもの

〈対象施設〉 町内の認定こども園、小規模保育施設及び幼稚園

〈給付額〉 月額 1 万円

(6) 認定こども園及び小規模保育施設等への給付

503,269 千円（子育て支援課）

●施設型給付事業

〈対象施設〉 認定こども園及び給付対象幼稚園
町内 2 施設 259 名分、町外 14 施設 60 名分

●地域型保育給付事業

〈対象施設〉 小規模保育施設（少人数を対象とした家庭的な保育を実施する施設）
町内 3 施設 60 名分、町外 1 施設 1 名分

●おむつ処分加算給付

使用済おむつを処分するために必要な費用を対象施設に給付し、保護者や保育士の負担軽減を図るもの

〈対象施設〉 町内の認定こども園及び小規模保育施設

(7) 私立幼稚園等及び利用者への支援

37,256 千円（子育て支援課）

●私立幼稚園特別支援児補助金

県の特別支援補助金の交付対象外かつ個別支援が必要と思われる児童が通園する町内の私立幼稚園に対し、対象児童 1 人につき月 25,000 円を補助

●幼稚園型一時預かり事業費補助金

教育標準時間の前後又は夏休み等長期休業日に児童を預かる場合に補助金を交付

〈補助対象〉 認定こども園及び給付対象幼稚園

〈補 助 額〉 児童 1 人あたり日額 400 円～800 円

●子育てのための施設等利用給付費負担金（私学助成園）

〈給付対象〉 私立幼稚園

〈給 付 額〉 園児 1 人につき月 25,700 円（給付限度額）

●子育てのための施設等利用給付費負担金（預かり保育、認可外等）

〈対 象 者〉 幼稚園預かり保育、認可外保育施設等を利用している児童

〈給 付 額〉 ・預かり保育 月 11,300 円（給付限度額）

・認可外保育施設 月 37,000 円～42,000 円（給付限度額）

●私立幼稚園等臨床心理士派遣事業

町内の私立幼稚園等に臨床心理士を派遣し、支援が必要な園児に対し発達支援を行うもの

(8) 新婚生活支援事業

3,600 千円（子育て支援課）

〈対 象 者〉 ・新たに婚姻し町内に居住する世帯
・世帯所得 500 万円未満
・夫婦ともに 39 歳以下

〈対象費用〉 新居の購入費、新居の家賃、新居への引越し費用

〈補 助 額〉 ・夫婦ともに 29 歳以下 上限 60 万円
・上記以外 上限 30 万円

(9) すこやか親子健康診査等事業

1,554 千円（健康推進課）

妊娠期から子育て期の切れ目のない支援として、健康保険が適用されない産婦健康診査と新生児聴覚検査に係る経費の一部を助成するとともに、産後不安の解消や産後うつ

●産婦健康診査

〈対象診査〉 産後 2 週間後及び 1 ヶ月後健康診査

〈助 成 額〉 6,000 円（3,000 円×2 回）

●新生児聴覚検査（いずれか 1 回）

- 〈助 成 額〉 ・ 自動 ABR（自動聴性脳幹反応）検査 3,000 円
 ・ OAE（スクリーニング用耳音響放射）検査 2,200 円

●産後ケア

- ・ 通所型（ひなたぼっこ）

〈内 容〉 育児相談など（年 12 回）

〈会 場〉 健康プラザ



訪問型

〈内 容〉 新たに助産師による各家庭への訪問を開始するもの

●産後ママのためのリラックス教室

〈内 容〉 ストレッチやリラクゼーションなど（年 4 回）

〈会 場〉 健康プラザ

(10) 乳幼児健康診査事業

5,256 千円 （健康推進課）

母子保健法に基づき、町が乳幼児に対して健康診査を行うもの

●乳幼児健康診査

〈個別健診〉 4 か月、10 か月（随時）

〈集団健診〉 1 歳 6 か月、3 歳 6 か月（各年 12 回）

●未受診児訪問

〈対 象 者〉 乳幼児健康診査未受診児

(11) 未就学児童の一時預かり事業

3,339 千円 （子育て支援課）

●一般型一時預かり事業費補助金

一時保育事業を実施する町内の幼保連携型認定こども園に対し、補助金を交付するもの

〈実施場所〉 中津幼稚園

〈対 象 者〉 1 歳児から就学前まで

〈利用時間〉 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

〈保 育 料〉 1 時間 100 円～300 円（給食・おやつ代別途）

●町立保育園での一時保育事業

〈実施場所〉 中津保育園、田代保育園

〈対 象 者〉 1 歳児から就学前まで

〈利用時間〉 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

〈保 育 料〉 1 時間 100 円～300 円（給食・おやつ代別途）

(12) 放課後の居場所づくり

6,762 千円 （生涯学習課）

●放課後児童クラブ

保護者の就労や疾病等により家庭での育成が困難な児童を対象に、町内全小学校（6 校）に開設するもの

〈対 象 者〉 小学校 1 年生から 6 年生まで

〈定 員〉 中津・菅原児童クラブは 40 人以内、他は 35 人以内

〈利用時間〉 平日 授業終了時から午後 6 時 30 分まで
 土曜・長期休業日 午前 8 時 30 分から午後 6 時 30 分まで
 （午前 8 時からの早朝利用あり）

〈育 成 料〉 月額 4,000 円（早朝利用 1 回につき 100 円）

●かわせみ広場

放課後の時間帯を使い、遊びを通じた異年齢児童間の交流活動等を行うもの

〈対 象 者〉 小学校 1 年生から 6 年生まで

〈実施日・時間〉 原則として平日の午後 3 時から午後 5 時まで
(11 月から 1 月までは午後 4 時 30 分まで)

〈実 施 施 設〉 児童館等 10 施設

●小学校かわせみ広場

町内小学校でかわせみ広場事業を実施するもので、5 月から新たに半原小学校で
開所予定

〈対 象 者〉 実施小学校に在籍する 1 年生から 6 年生まで（事前登録制）

〈実施日・時間〉 原則として週 1 日の授業終了時から午後 4 時 30 分まで

〈実 施 施 設〉 中津小学校、中津第二小学校、菅原小学校、半原小学校

《2 高齢者福祉》

(1) 高齢者の生活支援

1,520 千円 （高齢介護課）

●電動アシスト三輪自転車購入費助成

〈対 象 者〉 70 歳以上の方で自転車を購入してから 6 ヶ月以内の方

〈助 成 額〉 購入費の 1/4（上限 25,000 円）

●高齢者補聴器購入費助成

〈対 象 者〉 70 歳以上の在宅の高齢者

〈助 成 額〉 購入費の 1/2（上限 20,000 円）

(2) 高齢者バス割引乗車券購入費助成事業及び高齢者タクシー券助成事業

8,378 千円 （高齢介護課）

神奈川中央交通（株）が販売する高齢者バス割引乗車券「かなちゃん手形」の購入費の
一部を助成するもので、80 歳以上の方は、タクシー助成券との選択制とするもの

〈対 象 者〉 70 歳以上

〈助成内容〉 1 年券購入費の 2 分の 1（5,400 円）を助成

※かなちゃん手形 1 年券の販売終了に伴い令和 7 年 8 月まで
80 歳以上はタクシー券（5,400 円／年）との選択制

(3) 「寿大学講座」の開催

700 千円 （高齢介護課）

〈開催予定〉 令和 7 年 9 月 25 日（木） 〈会 場〉 文化会館

〈内 容〉 （予定）防災講話、歌謡ショーなど

(4) 介護予防事業の拡充・地域包括ケアシステムの推進（介護保険特別会計）

104,697 千円 （高齢介護課）

令和 6 年度からスタートした第 9 期介護保険事業計画の着実な実施に向け、高齢者の
自立した日常生活の支援、介護予防、要介護状態等の軽減に向けた取り組みを推進する
とともに、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に努めていくもの

〈主な介護予防事業等〉

・愛川・ささえあいポイント事業の実施

・運動機能向上事業 運動指導、プールを利用した転倒予防教室、いきいき 100 歳
体操サポーター養成講座

・認知症予防教室 コグニサイズ、音楽体操教室

- ・口腔機能向上事業

〈地域包括ケアシステムの推進〉

●生活支援体制整備事業

- ・「生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体」の運営

●在宅医療・介護連携推進事業

- ・「町在宅医療・介護連携推進協議会」の運営
- ・「医療介護連携多職種研修会」の実施

●認知症施策推進事業

- ・認知症の初期集中支援チームによる早期診断・早期対応及び地域支援推進員による相談対応
- ・多職種協働によるケアマネジメント、地域支援ネットワークの構築
- ・認知症サポーター等養成事業
- ・「わたしのこれからノート」を活用した人生会議の推進
- ・町内医師に対する認知症サポート医養成研修受講費用の負担

新 ●たすけ愛外出支援推進事業

「あいちゃんサービスセンター」をはじめとする地域住民の助け合い活動の推進の一環として、外出支援事業を展開するもの

- ・たすけ愛外出支援推進事業担い手養成講座の開催
- ・外出支援活動専用自動車保険料に対する補助
- ・たすけ愛外出支援推進事業の活動開始に係る初期費用補助

《3 障がい者・地域福祉》

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

2,500 千円 （福祉支援課）

現行の第 4 次愛川町地域福祉計画・地域福祉活動計画が令和 8 年度に満了することから、令和 7、8 年度で次期計画を策定するもの

〈計画期間〉 令和 9 年度～令和 13 年度（5 年間）

〈業務内容〉 計画案の作成、基礎調査やアンケートなど

(2) 障がい者計画の策定

2,400 千円 （福祉支援課）

現行の第 3 次愛川町障がい者計画が令和 8 年度に満了することから、令和 7、8 年度で次期計画を策定するもの

〈計画期間〉 令和 9 年度～令和 14 年度（6 年間）

〈業務内容〉 計画案の作成、基礎調査やアンケートなど

(3) 権利擁護支援センターの機能強化

1,097 千円 （福祉支援課）

地域の権利擁護支援と成年後見人制度利用促進のため、令和 5 年度から中核機関の運営を開始している権利擁護支援センターの機能強化を図り、地域共生社会の実現に向けて総合的な権利擁護支援の充実に努めるもの

(4) 障害者相談支援事業

7,932 千円 （福祉支援課）

身体・知的・精神障がいや発達障がいなどがある方やそのご家族が生活する上で困っていることなど、さまざまな相談支援の充実に努めるもの

- ・精神障がい相談 （現行）週 3 日 ➡（拡大）週 4 日
- ・知的・身体相談 週 5 日

(5) 障害者緊急一時受入事業

121 千円（福祉支援課）

在宅の障がい者が、介護者の急病・事故等、不測の事態が起きても、必要な介護を受けられる体制を整備するため必要な給付を行うもの

〈支給額〉 短期入所 1泊 50,000 円、居宅介護 1 時間 2,500 円

(6) 障害者自立支援事業

1,501,047 千円（福祉支援課）

身体・知的・精神の 3 障がい及び難病を対象にした障がい福祉サービスの提供に係る給付を行うもの

〈事業内容〉 自立支援医療費助成、障害者介護給付・訓練等給付費、地域生活支援事業、補装具費の給付

(7) 「社会福祉大会」・「人権啓発のつどい」の開催

1,828 千円（住民協働課・福祉支援課）

●社会福祉大会

〈開催予定〉 令和 7 年 10 月 18 日（土） 〈会 場〉 文化会館

●人権啓発のつどい

〈開催予定〉 令和 7 年 11 月 29 日（土） 〈会 場〉 文化会館

**(8) 低所得者世帯支援給付金給付事業**

154,293 千円（福祉支援課・子育て支援課）

《令和 7 年 2 月補正予算》

低所得者世帯や物価高騰の影響を受けた生活者などを支援するための国の「重点支援地方交付金」を活用し低所得者世帯への給付を実施するもの

〈助 成 額〉 住民税均等割非課税世帯 1 世帯あたり 3 万円

さらに、当該世帯において扶養されている 18 歳以下の児童 1 人あたり 2 万円を追加給付

《4 健康推進》**(1) 妊産婦等への助成など**

12,945 千円（健康推進課）

●低所得妊婦初回産科受診料助成

低所得の妊婦の方について、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し必要な支援につなげるため、初回の産科受診料の一部を助成するもの

〈助成内容〉 1 件あたり上限 10,000 円

●妊婦健康診査

〈助成内容〉 医療機関における健診 14 回分（助産所での妊婦健康診査も対象）
1 回目：10,000 円、2～14 回目：各 5,000 円
多胎の場合、15 回目～19 回目を助成（各 5,000 円）

●特定不妊治療費助成事業

〈助成内容〉 先進医療（保険外診療）などによる治療に要した費用（上限 10 万円）

●不育症治療費助成事業

〈助成内容〉 不育症治療（保険外診療）に要した費用の 1/2 以内とし、年間の限度額 30 万円まで複数回申請が可能

●産婦健康診査【再掲】

〈助成内容〉 産後 2 週間後及び 1 ヶ月後健診（助成額 6,000 円：3,000 円×2 回）

(2) 予防接種事業

106,276 千円 （健康推進課）

● 带状疱疹ワクチン接種事業

これまでの任意接種を継続するとともに、带状疱疹ワクチンが予防接種法の B 類疾病に位置付けられたことから、定期接種を新たに開始するもの



定期接種

〈対象者等〉 次の対象者の接種費用の一部を公費負担

- ・ 令和 7 年度中に 65・70・75・80・85・90・95 及び 100 歳以上になる方
- ・ 満 60 歳から 64 歳までの免疫機能に一定の障がい有する方

・ 任意接種

〈対象者〉 満 50 歳以上の方（定期接種対象者を除く）

〈助成額〉 生ワクチン 5,000 円、不活化ワクチン 12,500 円／回

● 乳幼児等予防接種事業

B 型肝炎や水痘、小児用肺炎球菌ワクチンの接種など、対象年齢に応じた各種予防接種を全額公費負担で実施するもの

● 小児インフルエンザ予防接種事業

〈対象者〉 生後 6 ヶ月から小学校 6 年生までの乳幼児・児童及び 15 歳、18 歳の方

〈助成内容〉 2 回接種 1 回につき 1,000 円（15 歳、18 歳は 1 回接種 1,000 円）

● 高齢者肺炎球菌予防接種事業

〈対象者〉 ・ 満 65 歳の方

- ・ 満 60 歳から 64 歳までの心臓・腎臓・呼吸器等に一定の障がい有する方

〈自己負担〉 4,000 円

● 高齢者インフルエンザ予防接種事業

〈対象者〉 ・ 満 65 歳以上の方

- ・ 満 60 歳から 64 歳までの心臓・腎臓・呼吸器等に一定の障がい有する方

〈自己負担〉 1,500 円（後期高齢者となる 75 歳の方は無料）

● 風しんワクチン接種事業

〈対象者〉 ・ 妊娠を予定又は希望する女性

- ・ 妊娠している又は妊娠を希望する女性の同居者

※ 満 20 歳以上の方

〈助成額〉 麻しん風しん混合ワクチン 6,000 円、風しん単抗原ワクチン 4,000 円

● 再接種費用助成金

骨髄移植等の医療行為により、過去に受けた定期予防接種により獲得した効果を失った方を対象に、再接種費用を助成するもの



(3) 若年がん患者在宅療養支援事業

250 千円 （健康推進課）

40 歳未満の末期がん患者の方が自宅で安心して生活が送れるよう、在宅生活に係る経費の一部を助成するもの

〈対象者〉 ※ 以下の全てに該当する方

- ・ 40 歳未満の愛川町に住民登録がある方で、在宅で療養している方
- ・ 末期がん患者（医師から一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方）で、治癒を目的とした治療を行っていない方
- ・ 他の制度において同様の趣旨の補助等を受けていない方

〈助 成 額〉 在宅生活に係る経費（訪問介護サービス料等）の9割相当額
（上限 54,000 円／月）

(4) 成人歯科健診事業

9,150 千円 （健康推進課）

20 歳、30 歳及び 40 歳以上の方を対象に成人歯科健診を実施するもの

- 〈対 象 者〉・必須検査 20 歳、30 歳及び 40 歳以上の方
・節目健診 20・30・40・45・50・55・60・65・70 歳の方
〈内 容〉・必須検査 むし歯や歯周病の有無、かみ合わせの状況等
・節目健診 歯肉の状況検査（CPI 検査）、
虫歯菌活動性検査（RD テスト）

(5) 国保ヘルスアップ事業（国民健康保険特別会計）

16,917 千円 （国保年金課）

●健診異常値放置者受診勧奨事業

特定健康診査の結果、生活習慣病に関する異常値があるにも関わらず、受診行動がとれない方に対し、通知及び電話指導を行うことで、医療機関の受診を促し、生活習慣病の悪化を防ぐもの

●受診行動適正化（重複服薬者）保健指導事業

重複・多剤服薬者に対して、通知及び保健指導を実施し、服薬リスクの回避及び医療費の適正化を図るもの

●通いの場等健康教育・健康相談

地域における通いの場に、保健師・管理栄養士・歯科衛生士等を派遣し、健康教育、健康相談を行うもの

●健康相談（健診事後指導）事業

〈対 象 者〉 特定健康診査の結果、健康相談を希望する方

●特定健康診査受診率向上事業

未受診者のグループ分けを行い、ナッジ理論を活用した受診勧奨葉書を送付することにより、特定健康診査受診率のさらなる向上を図るもの

※ナッジ理論 人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする心理的手法

●糖尿病重症化予防事業

糖尿病のコントロール不良者（腎機能低下なし）に対し、保健指導を行うことで、糖尿病の重症化を予防するもの

●糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病のコントロール不良者で、すでに腎機能の低下が見られる方を対象に、6 ヶ月間、専門的な保健指導を行い、人工透析への移行を防ぐもの

●糖尿病治療中断者保健指導事業

神奈川県が保有する糖尿病の治療中断者リストを活用し、通知及び電話による受診勧奨を行うことで、適切な治療に結び付け、糖尿病の重症化を予防するもの



●推定野菜摂取量の測定による指導

手のひらの緑黄色野菜の色素を測り推定野菜摂取量を測定する機器を導入し、バランスよい食事につながるよう栄養指導を行うもの

(6) 特定健康診査集団健診の実施（国民健康保険特別会計）**（国保年金課）**

国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査について、平日の受診が困難な方に対する受診機会を確保するため、個別健診実施期間終了後の休日に集団健診を実施するとともに、集団健診に限り、35 歳から 39 歳までの若年層を対象に追加するもの

(7) 後期高齢者健康診査集団健診の実施**（国保年金課）**

特定健康診査と同様に、後期高齢者健康診査についても、平日の受診が困難な方に対する受診機会を確保するため、個別健診実施期間終了後の休日に集団健診を実施するもの

(8) 後期高齢者健康診査受診率向上事業**3,946 千円 （国保年金課）**

特定健康診査で実施しているナッジ理論を活用した受診勧奨を行うことで、後期高齢者健康診査受診率の更なる向上を図るもの

(9) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施**825 千円 （国保年金課）**

後期高齢者医療広域連合から委託を受け、高齢者の特性を踏まえた保健事業として、生活習慣病の重症化予防や低栄養状態を予防するため、健康相談や訪問指導などの個別的な支援や、高齢者が通う「楽らくクラブ」での健康講話・健康相談を行い、高齢者の健康維持・フレイル予防に努めるもの

●健康相談・訪問指導（生活習慣病の重症化予防）

〈対 象 者〉 後期高齢者健康診査の結果、健康相談を希望する方等

●栄養に関わる相談・指導

〈対 象 者〉 後期高齢者健康診査の結果、BMI 値が一定以下の方等

●糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病のコントロール不良者で、すでに腎機能の低下が見られる方を対象に、6 ヶ月間、専門的な保健指導を行い、人工透析への移行を防ぐもの

●通いの場における健康教育・健康相談

地域における通いの場に保健師・管理栄養士・歯科衛生士等を派遣し、健康教育・健康相談を行うもの

(10) がん検診推進事業**47,010 千円 （健康推進課）****●胃・肺・大腸がん 40 歳以上**

※高齢や体質等によりバリウム検診を受けることができない方が増加傾向にあるため、胃内視鏡検査を実施した方を対象に検査費用の一部（1 万円）を助成

●乳がん（女性のみ） 30 歳以上 ※無料クーポン対象年齢 40 歳の女性**●子宮頸がん（女性のみ） 20 歳以上 ※無料クーポン対象年齢 20～35 歳の女性****●前立腺がん（男性のみ） 50 歳以上**

◎人づくりのための教育施策の推進

《1 学校教育》

新 (1) 学校水泳事業の民間委託 2,624 千円 (教育総務課)

試行的に中津第二小学校及び菅原小学校の水泳授業の運営を民間施設に委託し、有用性や拡大の可能性等について検証するもの

新 (2) 小・中学校修学旅行費補助金 6,240 千円 (教育総務課)

小・中学生の修学旅行費について、バス代等が高騰していることから、費用の一部を負担し、保護者の負担軽減を図るもの

〈補助額〉 小学生：児童 1 人あたり 5,000 円、中学生：生徒 1 人あたり 15,000 円

(3) 通級指導教室の増設 126 千円 (指導室)

個別の指導が必要な通常学級に在籍する児童に対して、個に応じた適切な指導を行うことができるよう、中津小学校、半原小学校に加え、高峰小学校に増設するもの

(4) 校内支援センターの充実 4,095 千円 (教育開発センター)

各小中学校に設置されている不登校や集団生活に不適應傾向のある児童生徒等を支援する校内支援センターについて、指導にあたる支援員を増員し、不登校対策の充実を図り、不登校の未然防止・登校復帰支援を推進するもの

〈拡大内容〉 (現行) 3 中学校区に 1 名ずつ配置



(改正) 小中学校全 9 校に 1 名ずつ配置

新 (5) 中学生への情報リテラシー教育 (教育開発センター)

●中学生 e - ネット安全安心教室

町内 3 中学校の 1 年生を対象に、安心・安全な ICT 利活用の推進活動を行う e-ネットキャラバン等から講師の派遣を受け、様々なトラブルから身を守るための正しいインターネットの活用方法を学ぶもの

●闇バイト加担防止中学生防犯教室

SNS などを通じて犯罪の実行役を集める「闇バイト」に巻き込まれるのを防ぐため、町内 3 中学校の卒業を控えた 3 年生を対象に、警察による特別授業を実施し、アルバイト探しの注意点など、正しい知識を身に付けられるようにするもの

新 (6) 学校給食における物価高騰対策等 20,546 千円 (教育総務課)

食材料費等が高騰する中においても、給食費の値上げをすることなく、栄養バランスの取れたおいしい給食を提供していくもの

●物価高騰対策

食材料費の高騰分 10%相当を町が負担するもの

●給食費の補助

給食費負担金のうち月額 200 円を町が引き続き負担するもの

●地産地消の充実(愛川パクパクデー)

地場産物の利用を促進するため、地場産食材を取り入れた献立を提供する「愛川パクパクデー」を充実させ、地域の農畜産業などへの理解を深めるもの

●あいかわ 70 周年スペシャル給食【再掲】

町政 70 周年を記念し、町産食材等を活用したスペシャルな給食を提供するもの

(7) 親子方式による温かい中学校給食の提供

76,100 千円 (教育総務課)

小学校の給食調理室を活用した親子方式による学校給食を実施することにより、成長期である中学生に、栄養バランスの取れた安全で安心な温かい学校給食を提供するもの

●親子方式による温かい中学校給食

給食調理業務委託、親子給食配送業務委託、給食配膳補助業務委託 など

(8) 部活動指導員配置促進事業

4,683 千円 (教育総務課)

部活動顧問としての役割を担い、専門的な知識・技能のある指導員を配置し、生徒の技術向上と教員の負担軽減を図るもの

(9) 日本語指導初期集中支援事業

(指導室)

入国したばかりの児童生徒に対し、日本語指導協力者による集中的支援を実施することで、児童生徒が新たな環境に早く慣れ、楽しい学校生活が送れるよう支援するもの

〈言語〉 スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、カンボジア語、中国語等

〈派遣回数〉 当該児童生徒 1 人につき (現行) 2 週間程度  (拡大) 4 週間程度

(10) G I G A スクール及び学校 I C T 化の推進

37,349 千円 (教育総務課)

国で推進する「G I G A スクール構想」に基づき、令和 3 年 3 月に全小中学校に配置した 1 人 1 台の情報端末を有効活用するため、授業や学習で使用する支援ソフトを活用し、より一層 I C T 技術の特性を生かした教育環境の整備を推進するもの

〈主な内容〉

- ・ G I G A スクール端末用支援ソフト賃借料
- ・ G I G A スクール用端末賃借料
- ・ G I G A スクール用ネットワーク機器等ライセンス料
- ・ 保護者への一斉連絡サービス

(11) 学校施設改修事業

22,204 千円 (教育総務課)

小・中学校施設の改修を行い、校舎等の長寿命化を図るとともに児童生徒の学習環境の改善を図るもの

- 中津小学校管理棟屋上防水工事
- 中津第二小学校校内低圧架線柱更新工事
- 菅原小学校 4 階階段落下防止柵設置工事
- 菅原小学校消防設備改修工事
- 愛川東中学校変圧器更新工事
- 愛川中原中学校校内放送設備改修工事

(12) 高等学校等への就学に対する助成

15,906 千円 (教育総務課)

●通学に対する助成 (高等学校等)

- ・バス通学助成金 3 ヶ月定期の 1 ヶ月相当分の 25% を 12 ヶ月分
- ・自転車通学助成金 購入額の 1/2 (電動アシスト自転車は上限 6 万円、その他は上限 2 万円、在学中 1 回限り)

●入学準備に対する助成 (高等学校等)

- ・入学準備金 1 人あたり 2 万円 (入学時 1 回限り)

《2 生涯学習》

新 (1) 文化会館改修工事 (生涯学習課)

- E S C O事業による文化会館空調設備・照明L E D化改修等
E S C O事業による空調設備の更新と、照明のL E D化改修工事等を実施し、省エネルギー化の推進、温室効果ガスの削減を図るもの
※工事に伴い、令和7年5～6月休館
- 文化会館トイレ改修工事
文化会館1階のトイレを洋式化し、洗浄便座を設置することで、利用環境の改善を図るもの
〈改修箇所〉文化会館事務室側女性トイレ 2基

(2) 児童館エアコン設置補助事業 3,200千円 (生涯学習課)

児童館プレイルームへのエアコン設置に係る費用を補助することで、より使いやすい環境を整備し、地域住民のコミュニティ活動の活性化を図るもの

(3) 電子書籍の計画的な購入 1,398千円 (生涯学習課)

令和6年10月から、町内の小中学校の全児童・生徒にアカウントを付与し、タブレット図書館（電子図書館）サービスの活用を推進していることから、電子書籍を計画的に購入するもの

(4) 地域学校協働活動推進事業 2,335千円 (生涯学習課)

地域と小中学校、愛川高校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、教育の質の向上と地域活性化を図るため、全小中学校に地域学校協働活動推進員を配置し、地域を創生する地域学校協働活動を推進していくもの

《3 スポーツ・文化振興》

新 (1) 第1号公園多目的広場の開設 1,955千円 (スポーツ・文化振興課)

- 本年7月の多目的広場開設にあわせ、サッカーゴール等を設置するとともに、オープン記念として、S C相模原によるサッカー教室を開催するもの
〈設置台数〉 サッカーゴール1セット、フットサルゴールセット2セット

(2) スポーツイベント・各種スポーツ教室等の開催 3,893千円 (スポーツ・文化振興課)

- 第71回町一周駅伝競走大会
〈開催予定〉 令和8年1月
〈開催場所〉 町内一円（三増公園発着）
- 各種スポーツ教室等
〈事業内容〉 スケートボード教室、水泳教室、剣道大会、サーフィン教室

(3) 運動公園施設・体育施設の修繕等 5,194千円 (スポーツ・文化振興課)

- 中津工業団地第1号公園・体育館
・ テニスコート照明交換工事

- ・体育館変圧器交換工事
- ・体育館屋上トップライト廻り改修工事
- ・体育館監視カメラ改修工事
- 田代運動公園
 - ・ウォータースライダー修繕工事

新 (4) 愛川町文化協会創立 50 周年記念事業補助金 400 千円 (スポーツ・文化振興課)

創立 50 周年を迎える愛川町文化協会が記念事業を実施することから、補助金を交付するもの

〈事業内容〉 記念式典、能楽のワークショップ及び公演、記念誌の発行
 〈開催予定〉 令和 7 年 10 月 25 日(土) 〈会 場〉 文化会館

新 (5) 愛川町スポーツ協会創立 50 周年記念事業補助金 540 千円 (スポーツ・文化振興課)

創立 50 周年を迎える愛川町スポーツ協会が記念事業を実施することから、補助金を交付するもの

〈事業内容〉 記念式典、記念講演会(元アスリートによる講演)、記念誌の発行
 〈開催予定〉 令和 7 年 11 月 16 日(日) 〈会 場〉 文化会館

◎活力のあるまちづくりの推進

《1 農林水産業》

(1) 農業振興への取り組み

12,820 千円（農政課・農業委員会事務局）

●近代化施設整備事業補助金

〈交付先等〉 県央愛川農協 水稻育苗用緑化台車 補助率 1/2

●遊休荒廃農地対策費補助金

〈対 象 者〉 遊休荒廃農地を再活用する農業者等

〈補 助 額〉 遊休荒廃農地の復元のための草刈り及び耕うんに要する費用
10a あたり 33,000 円、伐根等が必要な荒廃農地は 10a あたり
67,000 円上乗せ（上限 20 万円）

●遊休荒廃農地調査事業

農林水産省の現地確認アプリを使用し、農地の利用状況を調査・データ化すること
で、遊休荒廃農地の有効利用促進と生産性の向上に役立てるもの

●新規就農者奨励金、家賃補助金

〈対 象 者〉 町内に在住して農地を借り、就農してから 5 年以内の方

〈奨励金額〉 3 年以上の利用権等が設定された農地 10a あたり 2 万円
（上限 6 万円）

〈家賃補助額〉 家賃月額額の 1/2（上限：3 万円／月、期間：5 年）

●あいかわ準農家制度の促進

生きがいや趣味で耕作したい一般の方が小規模（10a 以下）の農地を借り受けて
きる制度を促進し、遊休農地の解消を図るもの

●農林業経営安定資金の貸付

〈限 度 額〉 一般 500 万円 認定農業者 800 万円

〈利 率〉 1.25%（毎年見直し）

〈償還期間〉 60 ヶ月以内（認定農業者で 500 万円以上の貸付は 84 ヶ月以内）

新●生分解性マルチ購入費補助金

水と二酸化炭素に分解されることで回収・処理が不要となる生分解性マルチの購
入費を補助し、農業の省力化を図るとともに廃プラスチック対策を推進するもの

〈補 助 額〉 購入費用の 1/2（上限 2 万円）

※マルチ（マルチングシート）：作物を育てる際に、地温調節、雑草抑制等のた
め、土壌表面を覆う農業資材

(2) 有害鳥獣対策事業

11,935 千円

（農政課）

●箱わな購入費補助金

小型動物等を捕獲するために使用する箱わなの購入費を助成

〈補 助 額〉 購入費用の 1/2（上限 7,000 円／台、1 世帯 2 台まで）

●有害鳥獣対策実施隊関連

有害鳥獣捕獲活動の推進

●有害鳥獣対策協議会への支援

集落環境調査や鳥獣との棲み分けのための環境整備を行うほか、有害鳥獣の捕獲
方法の検証など総合的な対策を検討する協議会へ運営費を助成

●農作物獣害防除柵等設置費補助金

〈助成内容〉 ・単独設置 設置費の 2/3（上限 10 万円）

・集団設置 設置費の 3/4（上限 20 万円）

●サル移動監視員の派遣

各サル群の移動監視と追払いを行うもの

新 ●無線で撮影データを転送できるセンサーカメラの導入（4台）

(3) 農業基盤整備事業

29,214 千円 （農政課）

工事箇所等	種別	形状	
		延長	幅員等
箕輪用排水路	改修	120m	用排水路 □ 0.7m
坂本頭首工転倒堰補修事業負担金 （土地改良区事業への負担金 25/100）	改修	—	実施設計・工事など

(4) 林業振興への取り組み

5,909 千円 （農政課）

●健やか成長応援記念品贈呈事業

町内産木材を活用した知育玩具を「健やか成長応援記念品」として 1 歳を迎えた幼児に贈るもの

●造林補助事業補助金（分収林）

〈交付先〉 町森林組合 〈補助対象〉 下刈

●間伐材搬出促進事業

森林整備により発生した間伐材の搬出を促進し、持続的な資源循環を生み出すため、町森林組合に対し間伐材搬出経費の一部を補助するもの

〈補助内容〉 間伐材搬出経費から県補助金（1/2）を控除した額の 1/10

(5) 地域水源林整備事業（水源環境保全・再生事業）

76,363 千円 （管財契約課・農政課）

神奈川県の水源環境保全・再生市町村補助金を活用し、地域水源林エリア内の町有林及び私有林について、測量調査や間伐、枝打の施業等を実施するもの

〈調査・施業地域〉 半原地区の山林（私有林）測量調査 7.9ha

半原地区の山林（町有林）測量調査・整備 14.38ha

三増・角田地区の山林（私有林）整備 11.42ha

長期施業受委託補助 田代・半原・三増地区の山林（私有林）

《2 商工業・観光》

(1) 企業誘致の促進

3,600 千円 （商工観光課）

【企業誘致条例に基づく奨励措置】

◎適用業種 次の投下資本額要件を満たすもの

	大企業	中小企業	小規模企業
製造業、自然科学研究所、 宿泊業	3 億円以上	3 千万円以上	1 千万円以上
情報通信業	1 億円以上	3 千万円以上	1 千万円以上
償却資産のみの増資	3 億円以上	3 千万円以上	1 千万円以上

◎優遇措置

●固定資産・都市計画税の不均一課税

- ・戦略産業（ロボット・医療関連）の製造業は、通常課税を 5 年間全額免除
- ・上記以外の製造業・情報通信業・自然科学研究所は、通常課税を 2 年間全額免除・3 年間 1/5 に軽減
- ・宿泊業は通常課税を 5 年間 1/2 に軽減

●雇用奨励金

- 〈対 象〉 事業所立地にあたり町民を雇用した企業
〈交付額〉 ・年額 1 人 20 万円（1 企業 1 回 5 人を限度）
・障がい者を雇用した場合、10 万円を加算
〈適用回数〉 回数制限なし

●環境配慮設備設置奨励金

- 〈対 象〉 ・事業所立地にあたり太陽光発電設備（発電能力 10kw 以上）を設置した企業
・事業所立地にあたり屋上緑化（3 ㎡以上）を施工した企業
〈交付額〉 ・太陽光発電設備：50 万円
・屋上緑化：1 ㎡あたり 2 万円又は要した費用の 1/2 のいずれか低い額（上限 50 万円）
〈適用回数〉 回数制限なし

●企業の立地に伴う就業者転入奨励金

- 〈対 象〉 企業の立地に伴いその就業者が本町へ定住意思をもって 3 年以内に転入し自ら居住用に供する住宅を取得（新築又は購入）した場合
〈交付額〉 50 万円（転入者本人へ交付）

【環境配慮設備設置事業補助金】

- 〈対 象〉 ・太陽光発電設備（発電能力 10kw 以上）を設置した町内企業
・屋上緑化（3 ㎡以上）を施工した町内企業
〈交付額〉 ・太陽光発電設備：50 万円
・屋上緑化：1 ㎡あたり 2 万円又は要した費用の 1/2 のいずれか低い額（上限 50 万円）

(2) 事業者への融資に係る支援

54,333 千円 （商工観光課）

●中小企業事業資金の貸付

- 〈限 度 額〉 2,500 万円
〈利 率〉 融資期間 5 年以内は 1.8%以内、融資期間 5 年超は 1.9%以内
〈償還期間〉 84 ヶ月以内

●商工振興利子補給金

- 〈対象資金〉 町中小企業事業資金、県小規模事業資金・小口零細企業保証資金・経営安定資金の一部・創業支援融資、日本政策金融公庫事業資金
〈補 給 率〉 1 年間に支払った利子の 50%、10 万円限度
〈補給期間〉 3 年間

(3) 起業支援・店舗再活性化事業補助金

450 千円 （商工観光課）

- 〈補助内容〉 ・起業した場合
個人（一般起業） 5 分の 1 以内、10 万円を限度
個人（テレワーク起業） 5 分の 1 以内、15 万円を限度
・起業に際し、空き店舗を起業の拠点とした場合
内装改造、改築に係る経費の 3 分の 1 以内、20 万円を限度



(4) 合同企業説明会の開催

8 千円 （商工観光課）

ハローワーク厚木との共催で、ワンデー就活イベントを開催し、就職・転職活動をしている方を応援するとともに、人材不足の企業に雇用の機会を提供し支援するもの

(5) 勤労者への融資に係る支援

62,015 千円（商工観光課）

●勤労者生活資金の貸付

〈限度額〉 200 万円

〈利率〉 教育費・自動車購入費・リフォーム費は年 1.0%以内
その他の費用は年 2.0%以内

〈償還期間〉 84 ヶ月以内（据置 4 ヶ月以内）

●勤労者住宅資金利子補給金

〈対象金融機関〉 中央労働金庫、横浜銀行、県央愛川農協、相愛信用組合

〈補給率〉 支払利子 3%以内（対象借入額上限 500 万円）

〈補給期間〉 60 ヶ月以内

(6) 宮ヶ瀬ダムナイト放流事業【再掲】

7,410 千円（商工観光課）

観光ダムとして人気の高い宮ヶ瀬ダムにおいてナイト放流を実施し、本町の魅力を PR するもの（70 周年記念冠事業）

〈開催予定〉 令和 7 年 11 月 1 日（土）

(7) 友好都市交流事業の促進

1,629 千円（総務課・関係各課）

友好都市立科町の「えんでこ祭」や本町のふるさとまつりでの相互交流を図るほか、立科町への交流バスツアーや宿泊施設利用助成、立科町特産品の活用などを行うもの

●友好都市立科町への交流バスツアー

〈実施予定〉 11 月上旬

〈募集人数〉 90 人（予定）

●宿泊施設利用助成

〈助成内容〉 1 人 1 泊 1,500 円

●青少年県外交流事業

夏休み期間中に 1 泊 2 日で立科町において中学生の交流を実施

新 (8) 物価高騰等対策地域振興券事業【再掲】

126,030 千円（商工観光課）

《令和 7 年 2 月補正予算》

外国人が経営する店舗を含めた町内店舗や移動スーパー「とくし丸」、観光施設等で利用できる一人あたり 3,000 円分の振興券「ええ町やなあ 愛川 70 周年・地域盛り上げ振興券」を全町民に配布し、物価高騰による経済的負担の軽減を図るもの

〈配布時期〉 令和 7 年 5 月（予定）

◎安全・安心まちづくりの推進

《1 防災対策》

(1) 防災対策事業

94,566 千円 (危機管理室・関係各課)

●防災備蓄品の充実

愛川町防災力強化3箇年計画に基づき、災害時に必要となる物資を備え、大規模災害発生への対応を強化するもの

〈備蓄食料〉非常食（リゾット）、飲料水、粉ミルク

〈必要物資〉携帯トイレ、毛布、ガス発電機、避難所用ベッド、
コードリール、電動トイレ用フィルム

〈学校関係〉小・中学校教職員用防災ヘルメット



●防災倉庫及びマンホールトイレ等の整備（中津工業団地第1号公園）

大規模災害に備え防災倉庫、マンホールトイレの整備やかまどベンチを設置

●保育園や小中学校への訪問による防災教室及び親子消防・防災教室の開催

年齢に応じた防災アニメの上映や起震車による地震体験のほか、防災カードゲームを通して防災知識を学ぶ親子消防・防災教室など、工夫を凝らした防災教育を実施するもの

●地域の自主防災能力向上の取り組み

- ・総合防災訓練の実施
- ・町民への防災情報の提供や防災知識の普及を目的とした「防災のつどい」の開催
- ・自主防災組織への助成（8 行政区、テント、ヘルメット、投光器等）

●情報伝達手段の確保

- ・テレビ神奈川データ放送の活用
- ・防災行政無線音声自動応答サービスの運用

(2) 急傾斜地安全対策工事補助金

3,000 千円 (道路課)

災害に強いまちづくりを推進するため、がけ崩れの防止及び災害による被害の復旧、又は危険な立木の伐採に係る費用の一部を補助するもの

〈対象土地〉 急傾斜地崩壊危険区域に属する土地など

〈対象工事〉 ・安全対策工事（コンクリート擁壁、ブロック積み擁壁など）
・危険木伐採

〈補助率〉 ・安全対策工事 工事費用の 1/3（上限 300 万円）
・危険木伐採 伐採費用の 1/2（上限 30 万円）

(3) 地震に強いまちづくりの推進

11,182 千円 (都市施設課)

●耐震改修促進計画の改訂

現行の計画期間が令和 7 年度末に満了することから、対象建築物を新耐震基準の 2000 年基準への引上げなどについて検討するほか、神奈川県耐震改修促進計画（R 4.3 月改定）や地域防災計画との整合を図りながら次期計画を策定するもの

〈計画期間〉 令和 8 年度～令和 12 年度（5 年間）

●木造住宅耐震化に係る補助

〈補助率〉

- ・耐震診断補助金 診断費用の 1/2（上限 5 万円）
- ・耐震改修設計補助金 設計費用の 1/2（上限 7 万円）
- ・耐震改修工事補助金 工事費用の 1/2（上限 50 万円）
- ・耐震改修監理補助金 監理費用の 1/2（上限 4 万円）

●危険ブロック塀等耐震化補助金

〈補助率〉

- ・危険ブロック塀等の撤去のみ 費用の1/2（上限10万円）
- ・撤去及び生垣やフェンス等の新設 費用の1/2（上限20万円）

(4) 災害予防対策事業

（道路課）

工事箇所等	工種等	形 状	
		延長	幅員等
急傾斜地崩壊対策県営事業負担金 （半原日向地区）	法面工	44m	—

《2 消防・救急活動》

新 (1) 半原分署長寿命化改修工事 169,110 千円 （消防課）

昭和59年度に建設された半原分署について、令和6年度に実施している施設整備基本実施設計及び各種調査（劣化診断等）に基づき、令和8年度までの継続事業として長寿命化改修を実施するもの

〈令和7年度工事内容〉 増築工事、長寿命化改修工事（内部改修、外構改修など）

新 (2) マイナ救急実証事業への参加 （消防課）

健康保険証利用登録をしたマイナンバーカードを活用し、病歴や飲んでいる薬の情報を正確に把握するための国の実証事業（マイナ救急）に参加し、救急業務の円滑化、迅速化に努めるもの

新 (3) 資機材搬送車の更新 （消防課）

平成16年度に購入し、災害活動に必要な資機材や物資の搬送に使用している資機材搬送車をテールゲートリフターを装備した車両に更新するとともに、緊急消防援助隊の車両として登録し、緊急時の体制強化を図るもの

新 (4) 共通波整備に係る負担金 64,908 千円 （消防課）

平成27年4月から運用している「神奈川県消防救急デジタル無線（共通波）」について、機器の耐用年数を迎え全面更新をすることから、県内23消防（局）本部で整備割合に応じた費用を負担するもの

新 (5) 小型動力ポンプの更新 （消防課）

持ち運びが可能な小型動力ポンプを計画的に更新していくもの

- 〈積載車両〉
- ・予備消防車1台
 - ・消防団車両3台（2分団2部、3分団3、5部）

(6) 応急手当の普及推進

2,812 千円 （消防課）

各公共施設や外国籍住民が多い地域の児童館や飲食店に設置されているAED（自動体外式除細動器）や登録事業所の周知、拡大に努め、国籍を問わず、誰もがいつでも救命処置を実施できる環境を整備し、救命率の向上を図るもの

〈AED設置状況〉 ・設置数 35基（貸出用を含む）

- ・上記のうち、屋外設置 10 基
- ※第 1 号公園、田代運動公園、三増公園、中津公民館、半原公民館、農村環境改善センター、六倉児童館、二井坂児童館、外国籍住民等経営店舗 2 店舗

新 (7) 消防団器具舎改修事業 (消防課)

平成 12 年度に建設された第 1 分団第 1 部器具舎について、適切な維持管理を推進するため、外壁の改修工事を実施するもの

(8) 救急高度化対策事業 4,256 千円 (消防課)

救急救命士の新規養成や研修・実習等へ職員を派遣し、救急処置技術の向上を図り、救命率の向上に努めるもの

〈派遣内容〉 救急救命士の養成 1 人・再教育 15 人、就業前病院研修 1 人、
気管挿管病院実習 1 人、ビデオ喉頭鏡病院実習 1 人
消防学校専科教育（救急科）1 人

《3 防犯・交通安全対策》

新 (1) 犯罪被害者等支援条例の制定 (住民協働課)

犯罪等により被害を受けた方やその家族、遺族について、支援に必要な基本的な事項を定め、施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等支援に係る町民等の理解を深めるとともに、被害者等を支える地域社会づくりに努めるもの（10 月 1 日施行予定）

新 (2) 住宅用防犯対策助成金 2,900 千円 (住民協働課)

闇バイトなどによる凶悪な強盗事件などから町民の生命と財産を守るため、防犯対策に要した経費の一部を助成するもの

〈対 象〉 防犯カメラ、センサー付きライト、録画機能付きインターホンなど
〈補助率〉 購入費用の 2 分の 1（上限 1 万円）

(3) 安全・安心まちづくり対策事業 24,074 千円 (住民協働課)

- LED 防犯灯の増設（11 基）
- 防犯カメラの新設（3 基）、更新（4 基）
- 町内全域に設置した LED 防犯灯の維持管理
- 安全・安心まちづくりパトロールの実施
- 防犯活動の支援・啓発事業
 - ・防犯推進団体への助成、新入学児童への防犯ブザー配付、不審者情報メールの配信

(4) 交通安全対策事業 4,168 千円 (住民協働課)

- 交通安全施設整備、維持管理
 - ・道路反射鏡設置工事（5 基）
 - ・道路区画線等設置工事（L=856m 半原・角田・中津地内 7 箇所）
- 交通安全啓発事業
 - ・立て看板の設置、新入学児童用ランドセルカバー・新入園児用交通安全啓発プチ

タオル等の配布

・自転車交通安全教室

●自転車用ヘルメット装着推進事業

1人1,000円を上限として、自転車用ヘルメットの購入費を助成するもの

〈助成対象〉 町内に住所を有する方（年齢不問）

●交通安全推進大会の開催

〈開催予定〉 令和7年11月15日（土）

〈会場〉 文化会館

●交通事故発生マップの作成

町内で発生した交通事故を地図に落とし込み、身近な危険箇所を見える化すること
とで、交通安全意識の高揚を図るもの

(5) 高齢者運転免許自主返納支援事業

581千円（高齢介護課）

加齢に伴う身体機能の低下等により運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方が自主的に運転免許証を返納しやすい環境を整備するため、返納時に特典（バス利用券）の提供を行うもの

〈対象者〉 75歳以上の運転免許証返納者で返納から6ヶ月以内の方

〈特典〉 ・1年目 かなちゃん手形1年券（販売終了に伴い令和7年8月まで）
及び町内循環バス回数券（50枚）

・2～5年目 町内循環バス回数券（毎年50枚）

◎環境に配慮した持続可能なまちづくりの推進

(1) 空き家対策推進事業

7,507 千円

(環境課)

●空き家除却に係る固定資産税等の減免

危険空き家等を解体・除却した場合に「固定資産税等の住宅用地特例」による軽減措置を受けられなくなることによる所有者の負担増を緩和するため、3 年間に限り固定資産税等の軽減措置を図るもの

●空き家バンク制度の推進

〈助成内容〉 ※いずれも費用の 1/2 を助成

- ・空き家改修（上限 30 万円）

※現行の空き家片付け、空き家店舗改修費助成を対象として統合するもの

- ・空き家取得（基本額 30 万円＋最大 40 万円を加算）

※現行の空き家社宅転用取得費助成を対象として統合するもの

- ・空き家解体（上限（現行）30 万円 ➡（改正）40 万円）

●空き家バンク登録奨励交付金

空き家バンク登録推進のため、登録物件所有者等に奨励金を交付するもの

〈助成内容〉 登録 1 件あたり（現行）3 万円 ➡（改正）5 万円

●危険空き家等解体費補助金

〈補 助 率〉 1/2（上限（現行）30 万円 ➡（改正）40 万円）

(2) 「ごみ処理広域化」の推進と「ごみ減量化・資源化」への取り組み

393,201 千円

(環境課)

本町の可燃ごみや粗大ごみを本年 12 月から稼働開始となる厚木愛甲環境施設組合の「ごみ中間処理施設」で広域処理するとともに、紙類や剪定枝、プラスチック製容器包装等の資源化を促進するほか、「食品ロス」の削減に向けた取り組みを進め、ごみの減量化・資源化を推進するもの

●ごみ処理広域化の推進

- ・ごみ中間処理施設での可燃ごみ、粗大ごみの処理



- ・ごみ中間処理施設までの粗大ごみ等運搬業務委託

- ・厚木愛甲環境施設組合の事業運営費、施設建設費への負担

●ごみ減量化・資源化への取り組み内容



- ・小型充電式電池のリサイクル活動の推進

小型充電式電池などの回収を推進している一般社団法人 JBRC の協力自治体として登録し、美化プラントにおいてリチウムイオン電池などの受取を開始するもの

- ・民間事業者と連携した宅配便活用のパソコン回収・リサイクル事業

- ・民間事業者と連携した不要物品リユース事業

- ・サントリーグループとの協定に基づくペットボトルの水平リサイクル

「ボトル to ボトル」の推進

- ・「愛川キエーロ」などの生ごみ処理器購入への助成



- ・電動式の生ごみ処理機への助成を開始

〈補 助 率〉 4/5（上限 1 万円）など

新 (3) 町有施設 LED 化改修工事

57,400 千円

(住民課・スポーツ・文化振興課)

公共施設における電気使用量の削減による二酸化炭素排出量及び経費削減を目的として、町内公共施設の LED 照明への更新を実施するもの

〈令和 7 年度実施施設〉 愛川聖苑、郷土資料館

◎生活利便向上のための施策の推進

《1 生活交通の確保》

(1) 愛川町地域公共交通計画の策定

9,055 千円（政策秘書課）

令和 6 年度に設立された愛川町地域公共交通協議会において協議を進め、令和 8 年度から 12 年度までを計画期間とする地域公共交通計画を策定するもの

(2) 町内循環バス運行事業

38,208 千円（住民協働課・政策秘書課）

〈運行概要〉

- ・運行ルート 愛川・高峰ルート、中津東部・小沢ルート、中津西南部ルート
- ・運行日時 土日・祝日・年末年始を除く毎日、午前 6 時台から午後 7 時台まで
- ・運行回数 愛川・高峰ルート 6 便、中津方面各 5 便
- ・乗車料金 150 円／回（小児 50 円、未就学児は無料）

(3) 小田急多摩線延伸促進に向けた取り組み

102 千円（政策秘書課）

相模原市、厚木市、愛川町、清川村の 4 市町村で構成する「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会」において、引き続き、延伸促進に向けた情報交換や調査研究を行うとともに、地域住民や企業、商工団体を組織する「愛川町小田急多摩線延伸促進協議会」への支援を行い、住民・企業・行政が一体となった誘致活動を展開するもの

《2 道路網の整備》

(1) 平山下平線整備事業

（道路課）

工事が完成する第 1 工区の確定測量を実施するもの

(2) 町内全域道路・橋りょう等整備事業

283,761 千円（道路課）

〈整備工事 26 箇所他（主な整備工事は以下のとおり）〉

単位：m

No.	工 事 名	延 長	幅員等
1	後ヶ谷・宮ノ下 105 号線改良工事	75	0.8
2	中津 106 号線舗装打換工事	80	8.0～8.4
3	一ツ井・箕輪上原 108 号線歩道改修工事	93	3.2
4	中津 110 号線舗装打換工事	105	6.0
5	下平・舘山 118 号線舗装打換工事	76	5.4～5.8
6	中津 230 号線歩道整備工事	134	3.5
7	角田 1201 号線排水改修工事	72	0.6
8	角田 1226 号線舗装打換工事	61	3.0～3.7
9	中津 2633 号線改良工事	189	4.7
10	中津 2674 号線排水整備工事	61	1.6
11	中津 3148 号線歩道改修工事	360	0.6～1.2
12	中津 3507 号線排水改修工事	18	4.4～4.8
13	中津 3619・3838 号線舗装打換工事	213	3.3～4.8
14	中津 3913 号線改良工事	20	5.4
15	三増 5133 号線舗装打換工事	98	2.7～3.0
16	田代 6109 号線排水整備工事	19	0.8

No.	工 事 名	延 長	幅員等
17	半原 7218・7219 号線改良工事	112	4.7～5.1
18	半原 7371 号線改良工事	124	4.7
19	半原 8134 号線改良工事	93	4.7
20	角田箕輪地内水路改修工事	15	0.4～1.0
21	道路照明灯設置工事（中津 112 号線ほか）	—	N=9 基
22	宮下橋舗装打換工事	7	3.6
23	【再掲】急傾斜地崩壊対策県営事業負担金（半原日向地区）		

新 (3) 桜台小沢線への「いこいのベンチ」設置 357 千円 （道路課）

町道桜台小沢線に、歩行者が休憩できるベンチを設置するもの
 〈設置台数〉 2 基

新 (4) 中津地内水道みち「パパイヤロード」整備事業 （道路課・農業委員会事務局）

第 2 号公園付近の水道みち中央分離帯に、パパイヤを植栽し、憩いの空間とするもの

新 (5) 田代「館山」桜の名所づくりプロジェクト事業【再掲】 （道路課）

田代「館山」が桜の名所となるよう、未来への景観づくりの第一歩として桜の植栽プロジェクト事業に取り組むもの

《3 上下水道の整備》

(1) 水道施設改良・防災対策事業 295,510 千円 （水道事業所）

主な事業	内容等
戸倉浄水場浸水対策工事（電気設備）	ポンプ動力制御盤設置 第 3 水源嵩上げ 取水ポンプ設備更新
災害用備品購入事業	設置型組立式給水タンク 4 台
志田第一配水池電動弁設置工事	志田第二配水池からのバイパス管の吐出口に電動弁を設置
無停電電源装置等修繕	愛川受水池、中津浄水場、志田第一配水池、戸倉浄水場の無停電電源装置等修繕
戸倉浄水場送水流量電磁流量計更新	送水管に設置されている電磁流量計の更新
細野浄水場吐出電動弁修繕	吐出電動弁 1 基の修繕
半原・田代地区減圧弁修繕	上新久、馬場、上野原の減圧弁修繕
中津浄水場濁度計更新	老朽化した浄水濁度計の更新
配水管整備改良工事	耐震性が向上した管への布設替等工事（町内 4 箇所）

(2) 下水道整備事業に係る各種計画の策定等

30,437 千円 (下水道課)

●愛川町下水道中期ビジョンの見直し

令和 7 年度に前期の 5 年が経過するため、新たな課題を踏まえたうえで見直しを行うもの

●愛川町公共下水道事業経営戦略の見直し

計画期間 10 年間の中間点となる令和 7 年度に、推計の妥当性や社会情勢の変化等を勘案し、見直しを行うもの

●愛川町下水道ストックマネジメント計画の策定

長期的な視点で下水道施設の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築・更新等を管理しているストックマネジメント計画について、次期計画の策定を行い、より最適化を図るもの

(3) 污水处理施設等の適切な維持管理

64,148 千円 (下水道課)

●ストックマネジメント計画に基づく設備更新

事業名	内容等
久保ポンプ場電気設備更新工事	引込ポンプ盤、補機盤、照明盤電気設備の更新
マンホールポンプ場制御盤電気設備更新工事	小沢下原、田代西原
マンホールポンプ場水位計更新工事	川北真名倉
マンホールポンプ更新工事	川北日向橋、原臼第 1

●污水管路カメラ等調査業務

管路の計画的な改築を行うため、カメラを用いた点検・調査を行うもの
 〈調査箇所〉 ・小沢污水幹線、県道 63 号線相模原大磯線 他
 污水管 L=17,558m、マンホール蓋 102 箇所

(4) 雨水対策事業の推進

165,141 千円 (下水道課)

近年の集中豪雨等による浸水被害を防止するため、雨水対策事業を推進するもの

事業名	延長 (m)
桜台排水区幹線水路整備工事	63
小沢排水区幹線水路整備工事	74

●雨水出水浸水想定区域図作成業務

想定最大規模降雨 (153 mm/h) による雨水出水浸水想定区域図を令和 6 年度から令和 7 年度までの継続事業で作成するもの

《 4 生活環境の整備》**(1) 愛川聖苑設備改修事業等**

35,476 千円 (住民課)

●火葬炉修繕工事 台車ブロック交換修繕等 (1 号炉～3 号炉、動物炉)

●照明 LED 化改修工事【再掲】

●棺台車 1 台、待合室椅子・テーブル購入 (テーブル 8 台、椅子 32 脚)

(2) ごみ収集対策

4,398 千円 (環境課)

●ごみ・資源物収集カレンダーの作成・翻訳

〈対応言語〉 9言語（スペイン語・ポルトガル語・英語・中国語・タイ語・
クメール語・タガログ語・ベトナム語・シンハラ語）

●ごみ出し困難者戸別収集事業

《5 まちづくりの推進》

（1）中津工業団地第1号公園再整備事業

157,848 千円 （都市施設課）

都市計画公園としての機能の向上やスポーツ施設の充実を図るため、引き続き本年 6 月の完成を目途に、多目的広場の整備に取り組むほか、大型遊具等の利用者でにぎわうトリム広場に屋外トイレの設置や、大規模災害に備えてマンホールトイレや防災倉庫等の整備など再整備を実施するもの

〈全体計画期間〉 令和 6 年度から令和 10 年度まで

〈令和 7 年度実施内容〉 野球場及び多目的広場整備（令和 6～7 年度継続事業）
屋外トイレ及び防災倉庫の整備【再掲】
マンホールトイレ等の防災施設の整備【再掲】

（2）都市マスタープランの見直し

（都市施設課）

平成 28 年 3 月策定の都市マスタープランについて、整備プログラムのステージⅠ（H28～R7）が終了を迎えることから、「都市の安定・成熟化にむけたプロジェクトの事業化をはかる時期」のステージⅡ（R8～R17）に向けて、計画の見直しを行うもの

新（3）中津工業団地第2号公園屋外トイレ改修工事

1,600 千円 （都市施設課）

第 2 号公園に設置されている屋外トイレについて、内外壁の塗装など、明るく誰にでも使いやすいトイレに改修するもの

〈工事内容〉 内外壁塗装、温水洗浄便座の設置

新（4）田代運動公園自由広場トイレ等改修工事

5,600 千円 （都市施設課）

田代運動公園自由広場について、トイレを洋式化するとともに、ベビーチェアとベビーシートを新たに設置するほか、バリアフリータイプの水飲み場を設置し、子育て中の方などが快適に利用できるトイレに改修するもの

〈工事内容〉 トイレの洋式化、ベビーチェア・ベビーシートの設置、
水飲み・手洗い場の設置

（5）町営住宅長寿命化改修など

36,000 千円 （都市施設課）

町営住宅長寿命化計画に基づく改修及び用途廃止する住宅の解体を行うもの

●町営諏訪住宅 E-1 号棟屋上防水改修工事

〈工事概要〉 塩ビシート防水 機械固定工法 施工面積 A=371 m²

新●町営松台住宅解体工事（2 棟）

〈建物概要〉 ブロック造平屋建て 延床面積 A=328 m²

（6）地籍調査事業

9,691 千円 （道路課）

境界や面積などの土地に関する基礎的な情報を明確にする地籍調査を、春日台地区を対象に実施するもの

〈事業内容〉

- ・地籍簿案の作成、閲覧 春日台 2 丁目の一部（第 06 計画区）約 5ha
- ・一筆地調査の実施、地籍図原図作成 春日台 1 丁目（第 07 計画区）約 6ha

◎まち・ひと・しごと創生に向けた取り組み

(1) 観光・産業連携拠点づくり事業

23,560 千円 （政策秘書課）

整備にあたり、神奈川トヨタ自動車㈱から、パートナー企業として、本町と一緒に施設全体の魅力を向上させていきたい旨の参入意向が示されたことから、4月中旬を目途に、神奈川トヨタ自動車㈱と協定の締結を行い、賑わいの創出や関係人口の増加等を念頭に、連携しながら具体的な協議を進めていくもの

併せて、新年度は竹林散策路の整備に向け、既存の竹林整備を行うもの

(2) 移住・定住推進事業

3,189 千円 （政策秘書課）

●三世代同居定住支援事業

若い世代（40 歳未満の子世帯等）が三世代同居を目的として、住宅取得・リフォームを行い、転入した場合にその一部を補助するもの

- 〈助成内容〉
- ・住宅取得費用の 1/2（上限 50 万円）
 - ・住宅リフォーム費用の 1/2（上限 40 万円）

●移住定住促進スマートフォンサイト「ポケットに愛川」運営事業

町の魅力を網羅し、訪町を疑似体験できるセールスツール「ポケットに愛川」の効果的な運用を図り、シティセールスや移住定住を促進するもの

(3) ふるさと納税の推進

75,883 千円 （政策秘書課）

●企業版ふるさと納税の活用

町が行う地方創生事業の充実・強化を図るため、寄附を行った企業に税負担の軽減措置が与えられる「企業版ふるさと納税制度（地方創生応援税制）」を活用し、戦略的な財源確保を目指すもの

●ふるさと納税推進事業

ポータルサイトを追加し、「愛川ブランド」をはじめとした町産品の魅力発信の機会を拡大するほか、官民連携の中で、地域資源の発掘も含めたアドバイザー業務を委託し、地場産品の積極的なPRと財源確保を図るもの

◎共に創るまちづくりと行財政運営の効率化

(1) 愛川ブランド推進事業

2,320 千円（政策秘書課）

第2期愛川ブランドの認定期間が令和7年7月で満了となることから、第3期愛川ブランドを認定し、引き続き、販売促進や地域ブランド力の向上に努めるもの
〈認定期間〉令和7年7月から令和10年7月まで

(2) 住民との協働事業の推進

1,737 千円（住民協働課・関係各課）

●提案型協働事業

- ・子育て支援「寺子屋くすくすの木事業」（教育開発センター）

●まち美化アダプト事業

道路・公園等の除草、植栽などを町民公益活動団体と協働で推進するもの

●あいかわ町民活動応援事業

〈対象事業〉 公益活動団体が新たに行う公益的な事業

〈補助額〉 対象経費の8/10以内（上限30万円） ※1事業につき3年まで

新 (3) 多言語版生活ガイドブックの作成

2,970 千円（住民協働課）

外国籍住民の方向けに、多言語版の生活ガイドブックを発行し、町内で生活する外国籍住民の生活をサポートするもの

〈対応言語〉 5言語（スペイン語・ポルトガル語・タガログ語・ベトナム語・英語）

(4) 平和事業の開催

342 千円（住民協働課）

戦後80年の節目を迎え、改めて戦争の悲惨さや平和の尊さを後世に伝えていくもの

〈開催内容〉 新・平和を後世に伝える「平和伝承教室」の開催

〈対象〉 小学校6年生

新・平和パネルの作成

広島平和記念資料館から「被爆体験証言者と高校生との共同制作による原爆の絵」の複製原画のデータの提供を受け、パネルを作製

・平和資料館見学会、平和ポスターコンクールの開催

(5) 自治体DXの推進

146,901 千円（関係各課）

●標準準拠システムへの移行

国の自治体DX推進計画に基づき、住民記録や税等の基幹系情報システムなどを、国が示す標準化基準に適合したシステムへ移行するための業務を実施するもの

〈実施内容〉 ・基幹系情報システム、戸籍情報システムの改修及び移行

・ガバメントクラウドネットワーク接続

●総合行政ネットワーク（LGWAN）の更新

地方公共団体及び省庁等を専用の閉域ネットワークで結ぶLGWANについて、障害時の対応として、複数のネットワーク経路を確保するもの

新●「書かない窓口」の導入

住民課窓口において、マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類を機器で読み取り、申請書類に氏名や住所などの情報を印字する「書かない窓口」を導入するとともに、窓口での手続きごとに受付番号を発券し、受付状況が確認できる「受付番号発券機システム」を導入して、わかり易い受付窓口に改善し、待ち時間の短縮など利用者の利便性向上と窓口事務効率化を図るもの